病院職場を取り巻く情勢と課題

2025年度第2回レベルアップ講座

2024年11月15日

自治労衛生医療評議会事務局長 平山春樹

10月30日「新しい資本主義実現会議」で医療・介護・障害福祉分野のさらなる賃上げを明記



政府「新しい資本主義実現会議」で重点施策 取りまとめる

政府の「新しい資本主義実現会議」(議長=石破茂首相)は10月30日、新しい資本主義の発展・加速に向けた重点施策を取りまとめた。今後、策定を目指す総合経済対策に盛り込む予定。2024年度報酬改定による医療・介護・障害福祉分野の処遇改善措置を「確実に届ける」と強調した。併せて、さらなる賃上げに向けて、生産性向上・職場環境改善を支援すると明記した。

〇 令和6年度報酬改定で措置した医療・介護・障害福祉分野の現場で働く方の処遇改善を図るための措置を確実に届けるとともに、更なる賃上げに向けて、生産性向上・職場環境改善を支援する。

2024年10月30日 21時26分

2023年度自治体立病院の経営は4年ぶりに赤字(9月27日総務省資料)

病院事業

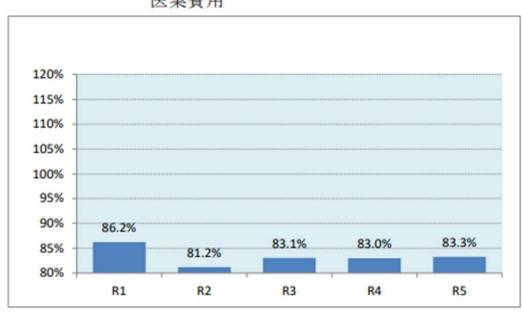
経常収支比率(%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



経常収支比率は4年ぶりの赤字

修正医業収支比率(%)

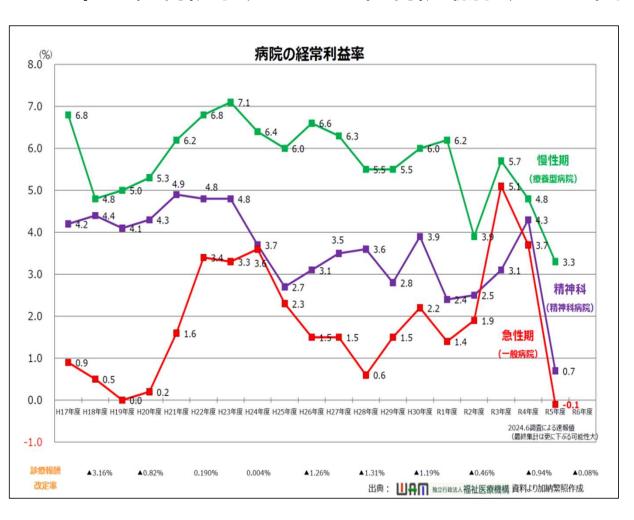
= 医業収益-他会計負担金等 医業費用



修正医業収支比率はほぼ同じ

2024 年度病院経営定期調査

(日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の3団体の調査)



「2024年6月調査病院の経営状況(速報値)

- 一般病院(急性期)医業利益率は -2.0%、
- 一般病院(急性期)経常利益率は-0.1%と悪化している

国立大学病院の収支 235億円赤字の見通し

「地域医療が崩壊かも」国立大学病院の収支見込み、235億円の赤 字

10/7(月) 15:00 配信 🖵 308 👰 😰 💟











国立大学病院の今年度の収支見込み について説明する国立大学病院長会 議会長の大島精司・千葉大病院長 (左) = 2024年10月4日、東京都内

国立大学病院長会議は4日、全国に42ある国立大学病院 の2024年度の収支が、全体で235億円の赤字になる見込 みだと公表した。同会議会長の大鳥精司・千葉大学病院長 は「今のままでは、大学病院は縮小しかない。地域医療を 捨てるのか、高度医療を捨てるのか。その県の医療が崩壊 するかもしれない」と訴えた。

同会議の調査によると、42国立大学病院のうち、32病 院が赤字となる見込み。23年度は決算の速報値で全体で 60億円の赤字だったが、24年度はさらに経営状況は厳し く、現時点で235億円に膨らむ見込みだという。

物価高騰に対する医療機関への財政支援を要請



10月8日 立憲民主党 酒井なつみ衆議院議員



10月10日 連合医療介護部門連絡会

11月4日 看護PTと岸まきこ参議院議員に要望書提出と意見交換







11月4日、衛生医療評議・看護問題対策委員会は、組織内議員の 岸まきこさんと、看護職場と医療をめぐる課題について意見交 換を行いました。

委員会からは、下記の内容について、国の対応を求めたいと意 見を述べました。

- 1.医療機関に対し、物価高騰に対する財政支援
- 2.へき地・離島における医療人材の確保のための財政支援
- 3.診療報酬による賃上げが確実に行われるよう、国によるさらなる問知と、賃上げの継続とさらなる引き上げ
- 4.医療現場での労働基準法違反を解消するため、国として適切な 監督を強化
- 5.中途採用者の前歴換算の上限が設定されている医療機関の改善6.カスタマーハラスメントに対する国の指針の策定

岸さんは、物価高騰による病院経営悪化は人件費削減につながり人員不足をさらに深刻化する可能性が高く、地域医療の維持のため早急な対策が必要であると述べました。

2024春闘の状況と最低賃金について

33 年ぶりの 5%超え! ~2024 春季生活闘争 第 7 回(最終)回答集計結果について~

連合(会長: 芳野友子) は7月1日(月) 10:00 時点で、2024 春季生活闘争の第7回(最終)回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善(定昇維持含む)を要求した 5,459 組合中 5,450 組合が妥結済み (99.8%)。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 3,130 組合・57.4%で、比較可能な 2013 闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した 5,284 組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で 15,281 円・5.10%(昨年同時期比 4,721 円増・1.52 ポイント増)、うち 300 人未満の中小組合 3,816 組合は 11,358 円・4.45%(同 3,337 円増・1.22 ポイント増)となった。最終集計まで 5%超えを維持したのは 33 年ぶりである。賃上げ分が明確に分かる 3,639 組合の「賃上げ分」は 10,694 円・3.56%、うち中小組合 2,357 組合は 8,256 円・3.16%となり、最終集計で 3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した 2015 闘争以降初めてである。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 62.70 円(同 9.92 円増)・月給 10,869 円(同 4,041 円増)である。引上げ率は概算でそれぞれ 5.74%・4.98%となり、時給は一般組合員(平均賃金方式)を上回っている。
- 企業内最低賃金協定改定の回答額は着実に上昇している。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の 推進に向けても数多くの取り組みがなされている。

※単位は円 953 秋田岩手 AX B 区 951 952 CX 佐賀福岡 979 962 957 1058 В 956 992 1020 982 1052 953 954 956 970 952 952 高知徳島 986 1023 1034 1162 1076 952 980 953

2024年度改定後の最低賃金(時給)

「定期昇給込み賃上げ」は、15,281円・5.10% (2023年春闘3.58%、人勧0.96%)

職場の賃金を確認し、下回る場合は引上げ要求 (特に非正規職員、会計年度任用職員など)

2024確定闘争の重点課題

- ①給与の引き上げ改定を行うこと
- ②「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から独自の措置を講じること
- ③38歳4級到達をめざして在級期間を短縮すること
- ④中途採用者の賃金改定を行うこと
- ⑤会計年度任用職員の期末・勤勉手当について、常勤同様の支給 月数とすること。また、給与改定にあたっては常勤職員と同様 に遡及改定を行うこと

本年の給与勧告のポイント①

給与勧告の実施状況(行政職俸給表(一))

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- ▶ 【月例給】官民較差:11,183円(2.76%)を用いて引上げ改定
- > 【ボーナス】0.10月分引上げ(年間:4.50月→4.60月)
- ▶ 【給与制度のアップデート】 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
 ①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通動手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備
- ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善 官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

| | 月例給 | | 特別給(ボーナス) | | 行政職(一)職員の 平均年間給与 | |
|-------|--------|---------|-----------|---------|---------------------|--------|
| | 官民較差 | [率・額 | 年間支給月数 | 対前年比増減 | 増減額 | 増減率 |
| 平成26年 | 0.27% | 1,090円 | 4.10月 | 0.15月 | 7.9万円 | 1.2% |
| 平成27年 | 0.36% | 1,469円 | 4.20月 | 0.10月 | 5.9万円 | 0.9% |
| 平成28年 | 0.17% | 708円 | 4.30月 | 0.10月 | 5.1万円 | 0.8% |
| 平成29年 | 0.15% | 631円 | 4.40月 | 0.10月 | 5.1万円 | 0.8% |
| 平成30年 | 0.16% | 655円 | 4.45月 | 0.05月 | 3.1万円 | 0.5% |
| 令和元年 | 0.09% | 387円 | 4.50月 | 0.05月 | 2.7万円 | 0.4% |
| 令和2年 | - | - | 4.45月 | △ 0.05月 | △ 2.1万円 | △ 0.3% |
| 令和3年 | - | 1 | 4.30月 | △ 0.15月 | △ 6.2万円 | △ 0.9% |
| 令和4年 | 0. 23% | 921円 | 4.40月 | 0.10月 | 5.5万円 | 0.8% |
| 令和5年 | 0.96% | 3,869円 | 4.50月 | 0.10月 | 10.5万円 | 1.6% |
| 令和6年 | 2.76% | 11,183円 | 4.60月 | 0.10月 | 22.8万円 | 3.4% |

給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

係員級:新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
 - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級~課長補佐級と同様の割合に引上げ (現行20%→見直し後25%)

【行政職俸給表(一)の初任給】

| | 総合職試験 (大卒) | 一般職試験 (大卒) | 一般職試験 (高卒) |
|--------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 改定前 | 200,700円 | 196,200円 | 166,600円 |
| 改定後 | 230,000円 | 220,000円 | 188,000円 |
| | +29,300円 (+14.6%) | +23,800円 (+12.1%) | +21, 400円 (+12. 8%) |
| 本府省勤務 の場合 | 284,800円 | 271,200円 | 232,800円 |

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

| 職種 | 号給 | 2023年度勧告 | 2024年度勧告 | 差額 | 改定率 |
|------------|-------|----------|----------|--------|-------|
| 一般職(大卒) | 1級25号 | 196,200 | 220,000 | 23,800 | 12.1% |
| 一般職(高卒) | 1級5号 | 166,600 | 188,000 | 21,400 | 12.8% |
| 看護師(4大卒) | 2級11号 | 228,500 | 255,400 | 26,900 | 11.8% |
| 医療技術職(4大卒) | 2級1号 | 202,800 | 227,400 | 24,600 | 12.1% |

*医療機関により初任給の級号は異なります職場の初任給の級号を確認しましょう

大くくり化 都府県と中核的な 市(県庁所在地及 び人口20万人以上 の市)で設定

7級地から5級地に 変更

激変緩和措置:引き 下げは4ポイント以 内に抑制

例:12%⇒4%今勧 告では8%とする

給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び 人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い 東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。 引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例:現行4級地12% → 見直し後4級地8%



● 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

| 7] | 級地区分 | 支給割合 | 支給地域の例 | |
|----|------|------|----------------|---|
| | 1級地 | 20% | 東京都特別区 | |
| | 2級地 | 16% | 横浜市、大阪市 | 等 |
| | 3級地 | 15% | さいたま市、千葉市、名古屋市 | 等 |
| | 4級地 | 12% | 神戸市 | 等 |
| | 5級地 | 10% | 京都市、広島市、福岡市 | 等 |
| | 6級地 | 6% | 仙台市、静岡市、高松市 | 等 |
| | 7級地 | 3% | 札幌市、新潟市、岡山市 | 等 |

【見直し後】 16都府県 +79市

| 1 | 級地区分 | 支給割合 | 支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定) | | |
|---|------|------|---|-------------------------|---|
| | 1級地 | 20% | | 東京都特別区 | |
| | 2級地 | 16% | 東京都 | 横浜市、大阪市 | 等 |
| | 3級地 | 12% | 神奈川県、大阪府 | さいたま市、千葉市、名古屋市 | 等 |
| | 4級地 | 8% | 愛知県、京都府 | 仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市 | 等 |
| | 5級地 | 4% | 茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、 福岡県 | 札幌市、岡山市、高松市 | 等 |

| 都道府県 | 都市名 | 旧制度 | 支給率 | 新支給語 | 割合 |
|------|-----|-----|-----|------|----|
| 長野県 | 長野市 | 7級地 | 3 | % | 4% |
| 長野県 | 松本市 | 7級地 | 3 | % | 4% |
| 長野県 | 諏訪市 | 7級地 | 3 | % | 0% |
| 長野県 | 伊那市 | 7級地 | 3 | % | 0% |
| 長野県 | 塩尻市 | 7級地 | 3' | % | 0% |

| 都道府県 | 都市名 | 旧制度 | 支給率 | 新支給割合 |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 富山県 | 富山市 | 7級地 | 3% | 4% |
| 富山県 | 船橋村 | 7級地 | 3% | 4% |
| 石川県 | 内灘市 | 7級地 | 3% | 0% |
| 福井県 | 福井市 | 7級地 | 3% | 0% |

給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - ✓ 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

| 扶養親族 | | 現行 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|--------------|---------|---------|---------|
| ₹7/⊞. 共 / | 行(一) 7級以下 | 6,500円 | 3,000円 | rist. L |
| 配偶者 | 行(一) 8級 | 3,500円 | 廃止 | 廃止 |
| 子(1人 | 当たり) | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

配偶者の扶養手当は2026年度に廃止*2025年度は経過措置で3,000円に引下げ

子の扶養手当は3000円引上げ *2025年度は経過措置で1,500円引上げ

寒冷地手当の見直し

| 地域の区分 | 世帯主 (扶養親族有) | 世帯主 (扶養親族無) | 世帯主でない職員 |
|-------|-------------|-------------|----------|
| 一級地 | 26,380円 | 14,580円 | 10,340円 |
| 二級地 | 23,360円 | 13,060円 | 8,800円 |
| 三級地 | 22,540円 | 12,860円 | 8,600円 |
| 四級地 | 17,800円 | 10,200円 | 7,360円 |

寒冷地手当の支給月額



| | 世帯等の区分 | | | | |
|-------|----------|---------|---------|--|--|
| 地域の区分 | 世帯主である職員 | その他の職員 | | | |
| | 扶養親族のある | その他の世帯主 | | | |
| | 職員である職員 | | | | |
| 1級地 | 29,400円 | 16,200円 | 11,500円 | | |
| 2級地 | 26,000円 | 14,500円 | 9,800円 | | |
| 3級地 | 25,100円 | 14,300円 | 9,600円 | | |
| 4級地 | 19,800円 | 11,400円 | 8,200円 | | |

寒冷地手当の月額を11.3%引き上げる 現在の区分と新しい区分・手当額を確認しましょう

中途採用者の賃金改定を行うこと

令和4年9月12日

民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用(概要)

・民間企業等から職員を採用するに当たっては、採用される者の専門性や業績等を適切に評価し民間経験を十分に考慮して給与を 決定する必要

・採用後の職員の処遇については、昇格に必要な在級期間の短縮を含め、職員の能力・実績に応じて柔軟に給与を決定することも可能 このことを踏まえた民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用を今般の通知として明記

I 民間企業等からの採用時の給与決定

民間における企業体、団体等 の職員としての在職期間

趣旨

「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」について、各府省固有の所掌分野に限らず、各府省共通の職務に役立つ汎用的なスキル(説明能力、調整能力、企画能力等)を活用して従事していた職務であっても、民間企業等での在職期間を原則100/100で換算可能

2 経験者試験採用者等の職務の 級及び号俸の決定 号俸決定の際に考慮する「その者の能力等」には、民間企業等での実績も当然含まれることから、 当該実績に対する社会における一般的な評価額、前職の給与等を考慮することが可能

特定任期付職員に係る号俸決 定等 採用される者の専門性の程度や業務の困難・重要度に応じて弾力的に号俸決定を行うことが可能であり、その際、民間企業等での実績に対する社会における一般的な評価額、前職の給与等を考慮 採用後特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給可能

Ⅱ 職員の昇格の柔軟な運用

1 在級期間(※)の短縮

勤務成績が特に良好であるときは、50%まで短縮した在級期間で昇格が可能。その際、直近の人事評価の結果が最上位である等の要件を満たさない場合でも、それに相当する人事評価の結果に表れにくい勤務実績等を考慮することが可能

2 最短昇格期間の適用

民間企業等を含めた経験が十分にあるなど、在級期間表の在級期間によることが適当でない場合には、昇格時点の経験年数が最短昇格期間(在級期間を合算した期間。勤務成績が特に良好であれば合算期間を50%まで短縮可)を満たせば在級1年で昇格可能

本府省の課長及び室長等への 昇格 本府省の課長及び室長等へ就けば、在級期間にかかわらず職務に応じた級に昇格が可能であり、 2級以上上位の職務の級に決定することも可能

※ 在級期間: 昇格に必要な昇格前の級の在職期間

人事院 National Personnel Authority 2022年9月12日人事 院から通知

民間企業等での在職期間を原則100/100で換算可能

在級期間の短縮(5割)

最短昇格期間(1年)が可能

職務に応じて2級以上の初任 給格付け可能

自院の中途採用者の処遇について確認しましょう

会計年度任用職員の処遇改善

- 期末・勤勉手当の支給月数は常勤職員と同月数とすること
- ・人事評価について、簡便な制度とし、勤勉手当の成績率に差をつけない こと
- 類似する職務に従事する常勤職員と同じ給与表を適用すること
- 給与改定は、常勤職員と同様に4月遡及とすること
- 休暇制度については、常勤職員と同様にすること
 - *特に病気休暇が無給の場合は有給化すること まずは常勤職員と会計年度任用職員で異なる部分がないかチェック
- 公募によらない採用の上限がある場合は撤廃を求める

会計年度任用職員の組織化にも取り組みましょう

賃上げに係る評価の全体像

ベースアップ評価料

看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、 歯科技工所等で従事する者を除く)について賃上げを実施していくための評価

① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護のステーションの利用者に係る評価

外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)

・ 届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ (区分は設けない)

4

※ ①による対象職員の賃上げが、一定の水準(給与 総額の1.2%増)に達しないと見込まれる施設のみ

無床診療所、訪問看護ステーション

② 賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(I)、 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

- 一定の水準(対象職員の給与総額の1.2%)に達するため、評価の区分(8区分)を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ
- ベースアップ評価料においては、算定した評価は、

対象職員の賃上げ(ベースアップ等)に用いる必要(令和6年度から令和7年度への繰り越しは可)

対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告

初再診料、入院基本料等の引き上げ

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置

・ 賃上げの計画及び毎年の実績(各年)についてベースアップ評価料①~③に伴う報告や抽出調査等により把握

外来・在宅 ベースアップ 評価料と入院 ベースアップ 評価料で 2.3%の賃上 げ財源(事業 主負担分含

む)

施設基準は、

保険医療機関

公立病院も対

象です

(新) 外来・在宅ベースアップ評価料(I) 初診時 6点 再診時2点 等

※ 入院に携わる職員のための評価

病院、有床診療所

③ 入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料

・ 必要な評価の区分(165区分)を計算し、届け出を行った施設 について、入院料等に評価を上乗せ

(新) 入院ベースアップ評価料(1日につき)1 入院ベースアップ評価料1 1点2 入院ベースアップ評価料2 2点↓165 入院ベースアップ評価料165 165点

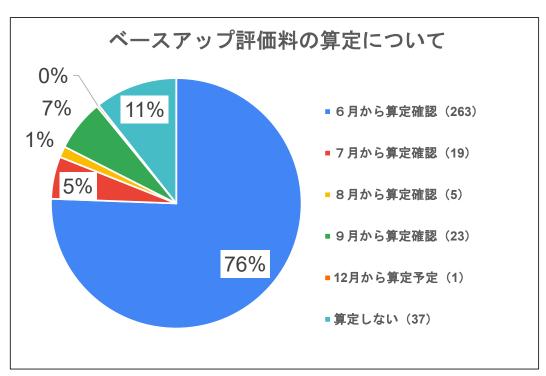
入院基本料と 初再診料の引 き上げを財源 とする

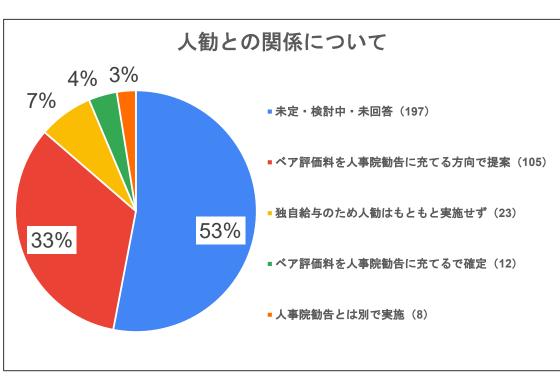
16

診療報酬による賃上げ取り組みの方針 (2024.3.27)

- 医療機関を組織化している全ての単組は、要求書を提出し、交渉、妥結 (書面化・協約化)を行う。
- ・ 医療機関で勤務する全ての職員の賃金を2.3%以上引き上げる。
 - *人事院勧告とは切り分けて考える 全員一律月額手当を基本とする
- 6月から賃上げを実施する(遡及を含む)。

ベースアップ評価料算定の状況(10.8時点)





約89%がベースアップ評価料を算定

人勧とは別で実施は3%

賃上げの例

• 広島県S病院(一部事務組合 全部適用)

対象:医師を除くすべての職員(事務職や訪問看護STと無床診療所含む)

改善方法:月額手当

改善額:正規職員とフルタイム 9,300円

*人事院勧告は別途対応する

・群馬県T地域医療企業団(2病院)(一部事務組合 全部適用)

対象:40才以上の医師以外の職員全員対象

改善方法:月額手当

改善額:11,000円

*人事院勧告は別途対応の方向

・ 福岡県Y病院(一部事務組合 全部適用)

対象: 医師と事務職以外の職員全員対象

改善方法:月額手当

改善額:10,000円

独自給与のため人勧はもともと実施せず

· 兵庫県A市民病院(全部適用)

対象: 医師と事務職を除くすべての職員

改善方法:月額手当

改善額:正規職員とフルタイム 10,000円

*人事院勧告は別途対応する

· 福岡県K病院(独法)

対象:40歳以上の医師を除くすべての職員

(事務職含む)

改善方法:基本給を2.3%引き上げ

*人事院勧告は別途対応の方向

· 兵庫県T市民病院(独法)

対象: 医師以外の職員全員対象

改善方法:月額手当

改善額:11,000円

*人事院勧告は別途対応の方向

· 兵庫県A市立市民病院(独法)

対象:すべての職員

(併設する訪問看護ステーション含む)

改善方法:月額手当

改善額:正規職員とフルタイム10,500円 *独自給与のため人勧はもともと実施せず

· 福岡県O市民病院(独法)

対象:確認中

改善方法:月額手当

改善額:1~4級10,000円、

5級7000円、6級6000円、7級5000円

* 独自給与のため人勧はもともと実施せず

11月5日 疑義解釈(その14)

【看護職員処遇改善評価料、ベースアップ評価料】

- 問1 「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数 表」という。) における「〇〇〇〇」看護職員処遇改善評価料、別表第二 歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)における「P000」 看護職員処遇改善評価料(以下「看護職員処遇改善評価料」という。)、医 科点数表における[O100]外来・在宅ベースアップ評価料(I)、[O]101」外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 及び「O102」入院ベー スアップ評価料、歯科点数表における「P100」歯科外来・在宅ベース アップ評価料 (I)、「P101」歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 及び「P102」入院ベースアップ評価料並びに「訪問看護療養費に係る 指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「06」訪問看護ベースア ップ評価料(以下「ベースアップ評価料」という。)の施設基準において、 賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するもの を除く。)の水準を低下させてはならないとされているが、令和6年人事 院勧告を踏まえ、配偶者手当の段階的廃止及び地域手当の引下げを行う場 合においても、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料は算定可 能か。
- (答)令和6年人事院勧告を踏まえ、一部の対象職員の賃金水準が低下した場合であっても、当該医療機関全体の賃金総額にかかる要件を含め、看護職員処遇改善評価料又はベースアップ評価料の要件を満たしていれば算定可能である。すなわち、当該医療機関全体の賃金改善の総額が看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料を算定することによって得られる収入の総額以上となるようにしなければならない。

なお、この場合において、既に看護職員処遇改善評価料又はベースアップ 評価料の届出を行っている保険医療機関については、修正した「賃金改善計 画書」の提出は必須ではないが、再度地方厚生(支)局長に提出しても差し 支えない。

- 問2 問1の場合において、賃金の改善を判断する際の①当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額又は給与総額、②当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額又は給与総額はどのように考えればよいか。
- (答) ①は各医療機関における賃金改善措置及び令和6年人事院勧告を踏まえた配偶者手当の段階的廃止・地域手当の引下げが行われる前の賃金総額又は給与総額、②は各医療機関における賃金改善措置及び令和6年人事院勧告を踏まえた配偶者手当の段階的廃止・地域手当の引下げを行った後の賃金総額又は給与総額とする。すなわち、賃金改善の総額は②から①を引いた金額となる。

診療報酬改定による賃上げに際し、賞与等の業績変動部分を除く賃金項目について引き下げてはならないとされていましたが、人事院勧告による地域手当の引き下げや扶養手当の段階的廃止が実施された後の人件費総額が実施前よりも上回っていれば、ベースアップ評価料の要件を満たしたものとされる

- ①賃金改定措置をしなかった場合の賃金総額
- ②賃金改定措置と人勧実施したあとの賃金総額
- ⇒ ②> ①であれば要件を満たす

11月5日 疑義解釈(その14)

- 問4 ベースアップ評価料において、賃金の改善については、算定開始月から 実施する必要があるか。
- (答) 原則算定開始月から賃金改善を実施し、算定する月においては実施する必要がある。なお、令和6年4月より賃金の改善を行った保険医療機関又は訪問看護ステーションについては、令和6年4月以降の賃金の改善分についても、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。

ただし、届出時点において「賃金改善計画書」の作成を行っているものの、 条例の改正が必要であること等やむを得ない理由により算定開始月からの 賃金改善が実施困難な場合は、同年度末までに算定開始月まで遡及して賃 金改善を実施する場合に限り、算定開始月から賃金改善を実施したものと みなすことができる。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年3月28日事務連絡)別添2の問6は廃止する。

賃金改善の期限が 2024年12月まで



2024年度末までに 延長

現時点で妥結できていない場合

- ベースアップ評価料未算定の場合は、まず算定させる
- 賃上げの詳細や合意できない部分については、**本部方針をベース**に 確定期までの継続協議とする
 - (2025年3月末までに算定した月または、4月遡及対応が必要)
- ・人勧完全実施と人勧を超える賃上げを求める*例えば、賃上げ率2.5%を下回る層の賃上げ
- 8月8日に2024年人勧で2.76%の官民格差が出されました。診療報酬の賃上 げ(ベア評価料)を人勧財源に充てる報告または継続協議の病院が多くあり ました。人勧を踏まえ当局がどのような考えを持っているか確認のうえ、教 えてください。
- 右のQRコードを読み取りご回答ください



組織強化・拡大にむけた取り組み

自治労全体の組合員数は減少を続け、コロナ禍で従来通りの活動が難しい状況が続いたことも影響し、昨年度はこれまでにない減少数となっています。衛生医療職場は入れ替わりの多い職場のため、新規採用者の組合加入が非常に重要となります。

- 新規採用者の100%加入にむけて、粘り強く働きかけをしましょう
- 全体の未加入者対策も必要
- 高年齢層職員の組織化(役職定年者、再雇用・再任用職員)
- 会計年度任用職員(非常勤職員)の組織化(手引きの活用)
- じちろう共済やマイカー共済の積極的な活用
- 組合加入しない人の話をよく聞きましょう(現状把握)
- 普段の組合活動や成果を組合員に見せていきましょう(教宣)
- 交流会の再開検討
- ⇒次年度の新規採用者の加入率増にむけて、今年度の評価を行い 今から準備しましよう! 賃上げの取り組みを組合員に周知し、組合の必要性を認識してもらいましょう
 □

次期参議院選挙に岸まきこさん擁立 「岸まきこ」さんと現場組合員が医療現場の課題について意見交換





2023.10看護問題対策委員会



2023.9中国地連幹事会



2023.11東海地連幹事会

5類見直し後のコロナ対応や看護師の処遇、公立病院の 再編統合問題、夜勤、定年引上げなど課題を共有

自治労は第97回定期大会(2023年8月)で、2025年7月の第27回参議院選挙において、現参議院議員の

「岸まきこ」

(岸真紀子) さんを全国比例区から自治労組織内候補として擁立することを決定24

「岸まきこ」の取り組み

- 各県本部の方針に沿って対応
- 推薦決定(できるだけ早い対応お願いします)*単組、支部、分会、評議会も
- 機関紙に岸まきこ教宣素材の活用
- 各幹事会や集会での周知や組合員に対して声かけ3回行う
- 岸まきこ公式LINEアカウント登録
- YouTubeチャンネルの登録と視聴、周知



YouTube [きしまきちゃんねる]

~私たちの声を国会へ~

衛生医療評議会×岸まきこクロストーク ダイジェスト(3分36秒)







動画の本編については、追ってご案内します。

参議院議員(自治労組織内)





YouTube (きしまきちゃんねる)



■衛生医療評議会の課題(1)

「もっとも多かった月の労働時間は?」(5分50秒)





■衛生医療評議会の課題②

「職場を辞めたいと思いますか?」(4分18秒)





■衛生医療評議会の課題③

「現在の収入に満足していますか?」(5分12秒)





今後のスケジュール

2024年

- 11月15日(金) 第2回レベルアップ講座WEB
- ・11月下旬 衛生医療評議会全国組合員アンケート (回答〆切2025年1月20日)
- 12月13日(金) 13時~14日(土) 13時 地域保健・精神保健セミナー 東京: TOC有明(ハイブリット開催)

2025年

- 2月22日(土) 13時~ 23日(日) 13時 地域医療セミナー
 - 東京:TOC有明(ハイブリット開催)
- 3月14日(金) 13時~16時 第3回レベルアップ講座WEB
- 4月25日(金) 13時~16時 第4回レベルアップ講座WEB